

## 少子化の現状認識

- ・ 出生数は81万1,604人(2021年概数)と過去最少、20代人口は40代人口の3分の2程度、婚姻件数は50万1,116組(2021年概数)と戦後最少。少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難。「静かなる有事」とも言うべき状況が進行。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与えており、特に我が国では、若い世代の将来不安などの影響を与えたと考えられる。こうした中、少子化が一層進行していくことが懸念。

## 取組状況の概括

## &lt;大綱策定後の主な取組&gt;

- ・ 保育の受け皿整備（新子育て安心プラン(2020年12月))
- ・ 不妊治療の保険適用（2022年4月）
- ・ 男性育休の取得促進（育児・介護休業法改正法(2021年成立))
- ・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化(児童福祉法改正法（2022年成立))など

## こども家庭庁創設の動き、こども基本法の成立

- ・ こども家庭庁設置法等、こども基本法（議員立法）が成立。こども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁が2023年4月に設置。
- ・ こども基本法等に基づき、少子化対策を含むこども施策に関する大綱（こども大綱）を今後作成。

## 今後の少子化対策に向けて

- これからの日本を担い、社会全体の未来を作っていくのは将来の世代・子供であり、子供の存在は社会の存続に欠かすことができない。少子化対策は人への投資としても重要。これから生まれようとする子供や親世代も含めた支援が必要。
- 少子化は、既婚者・女性・子供の問題ではなく、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題という危機意識を共有し、社会全体で少子化対策を大胆に、強力に進めていかなければならない。
- 一方で、国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならず、若い世代が結婚や子育ての希望を持てるようにし、その希望をかなえるという姿勢で推進すべき。「こどもまんなか」の下、少子化対策においては、これから生まれてくる子供、今を生きている子供、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められる。
- 本検討会では、大綱に基づく取組の一層効果的かつ強力な推進、特に今後のこども家庭庁を司令塔とした少子化対策の更なる推進に資するよう、できる限り、定量的・定性的なデータを参考にしつつ、これまで取組が進んだ点や課題点について議論を行い、取りまとめた。
- 今後、各施策について、定量的なデータについての調査・分析を充実させつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等も含む様々な社会経済の変化を捉え、必要な施策を効果的に講じていくことが求められる。その際には、結婚・子育ての当事者や若い世代の目線からみたデータの収集、調査・分析も行うなどにより、当事者の目線に立って施策を検証・評価し、改善につなげていくことが必要。
- 少子化対策を含むこども政策を強力に進めるために必要な安定財源については、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く確保に努めていくべき。
- こども大綱の策定のための検討に当たっては、少子化対策をより重要な柱として位置付け、若者や子育て世代の目線に立って、施策のより一層の充実が図られるよう、丁寧に議論が進められることを期待。今後のこども政策の推進に当たっては、本検討会の中間評価を踏まえた結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策の充実を図り、一層強力に進めていくことを期待。

# 少子化社会対策大綱の推進に関する検討会 中間評価（概要） 「重点項目」に対する評価・今後の方向性

1. ライフステージ横断

## （1）地域の实情に応じた少子化対策

### ア 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金による地方公共団体の取組に対する支援（44都道府県・719市町村で活用(2022年度)）
- 地域の実情を踏まえた総合的な少子化対策の取組の面的な拡大、優良事例の情報提供・横展開の推進

### イ 地方創生の観点からの少子化対策

- ・ 「地方創生推進交付金」により子育て世代の移住を推進。一方で、若年層の女性が地方から東京圏へ大量に流入。
- 女性や若い世代にとって魅力ある仕事の創出、子育て世代の移住促進
- ・ 地域の実情に応じた少子化対策の検討の更なる促進

## （2）働き方改革

- ・ コロナ禍でテレワークが普及。コロナ禍による社会経済や国民生活の変容も踏まえ、ライフプランを支える働き方改革が必要。
- テレワークの推進や転勤に関する雇用管理の周知も含めた、多様で柔軟な働き方の推進、転勤や単身赴任の在り方への配慮

## （3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり

- ・ 「子供を生み育てやすい国」だと思える割合が日本は低い。SNS等により様々な情報が拡散され、若い世代が不安を抱きやすい状況。
- 若い世代の目線に立った／必要な時に必要な支援が確実に届く情報発信、こども家庭庁における情報発信の強化（+各支援の充実）
- ・ 少子化が社会経済に与える影響、支援の必要性について認識共有が必要。
- ・ 少子化が与える影響、子供・子育て支援の重要性などの情報発信 など

2. ライフステージごと

## （1）結婚

### ア 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金による地方公共団体の取組に対する支援の広がり。（44都道府県・719市町村で活用(2022年度)）
- 地方公共団体間の連携を伴う取組の推進、広域的なマッチング支援や地域経済界等との連携などより効果的な結婚支援の在り方の検討

### イ 若い世代の経済的基盤の安定（雇用の安定等）

- ・ 若い世代の非正規雇用労働者の未婚率は正規雇用に比べて高く、雇用形態・収入で未婚割合に差がある（特に男性で顕著）。コロナ禍による状況変化を見据えつつ、若い世代の男女が共に経済的基盤を確保する必要。
- 若者の初期キャリア形成支援、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用労働者の正社員化等の支援等（+住宅支援、新しい資本主義の実現に向けた「人への投資」に係る施策の推進）

## （2）妊娠・出産

### ア 妊娠前からの支援

- ・ 妊娠を希望する方もしない方も、男女共に性や健康の事実を知っておくことは必要。
- 男女双方の問題として、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進
- ・ 不妊治療の保険適用により利用促進が期待。一方、不妊治療経験者のうち16%が仕事を、11%が不妊治療をやめている。
- ・ 不妊治療と仕事との両立支援(企業の取組促進) など

## （2）妊娠・出産（続き）

### イ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 産後ケア事業の全国展開を目指し整備。児童福祉法改正法によりこども家庭センターの設置が努力義務化。
- 新型コロナウイルスの影響を踏まえた妊産婦への支援を実施。
- 妊娠期から地域とつながり安心感を得られるよう、こども家庭センターの設置促進、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の一層の推進（+当事者に届く十分な情報提供も必要）

### ウ 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減

- 出産育児一時金の支給額の検討に当たり、出産費用の実態把握等に向けた調査研究を実施。
- 出産育児一時金の増額を始めとした妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減の検討

## （3）子育て

### ア 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

- 待機児童の解消に向け、新子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プランによる取組を実施。
- 新子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プランによる受け皿整備の着実な実施
- 育児休業取得率は女性81.6%（※約5割の女性は出産・育児により離職）に比べて男性は12.65%（上昇しているが低い水準）。
- 「産後パパ育休」等の育児・介護休業法改正法の円滑な施行
- 男性が子育てのスタートから参画することが重要。
- 両親学級や父親同士で育児経験を共有する活動の支援

### イ 地域・社会による子育て支援

- 地域において敷居の低い寄り添い型の支援体制が必要。
- 多機能型の地域子育て支援拠点の更なる活用
- 保育所等の整備が進み8割超の地方公共団体で待機児童が解消し地域でいかに施設を効率的に運営するかというステージに移行。
- 一時預かりなど保育所等の活用推進の検討
- 多様なニーズを踏まえた利用者の目線に立った取組の推進

### ウ 子育てに関する経済的支援・教育費の負担の軽減

- 第2子、第3子…を持ちたいとの希望に関しては、様々な面での経済的負担の重さが希望の実現の大きな阻害要因。若者支援、現物給付等の支援も含め幅広い議論が望まれる。
- 児童手当法改正法附則に基づく検討
- 給付型奨学金と授業料減免の多子世帯等の中間層への拡大、ライフイベントに応じた柔軟な返還(出世払い)の仕組みの創設 など

### エ 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

- 若い勤労単身世帯の消費に占める住居費の割合は上昇。約4割の子育て世帯が望ましい居住面積水準を達成せず。
- 子供を生み育てやすく良質な住宅の確保等
- 住生活基本計画(2021年3月)に基づき取組を推進。

# 【参考】少子化社会対策大綱の推進に関する検討会について

## <趣旨・経緯>

- 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条に基づき策定された少子化社会対策大綱における施策について、進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルを適切に回すため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、有識者から構成される「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」を開催。
- 毎回テーマを設定し、関係省庁、有識者からヒアリングを実施。大綱中間年である2022年に中間評価を取りまとめた。

## <構成員>

天野 馨南子	ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
榊原 智子	恵泉女学園大学客員教授
◎佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
村上 芽	日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト

※◎：座長 ※役職は令和4年7月26日現在

## <主なテーマ>

- ライフステージ（結婚、妊娠・出産、子育て）ごとのテーマ  
結婚支援、妊娠・出産への支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的支援 など
- ライフステージを横断するようなテーマ  
新型コロナウイルス感染症の影響と対応、地域の実情に応じた少子化対策、働き方改革 など

⇒「今後の少子化対策の検証・評価の重点項目」として整理

【参考】少子化社会対策大綱（2020年5月29日閣議決定）（抄）

V 施策の推進体制等

(2) 施策の検証・評価

本大綱の施策について、その効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルを適切に回していく。…あわせて、政府全体として、有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価するための体制を構築する。…

## <開催実績>

第1回 2021年6月4日

- ◆検討会の運営について
- ◆検討会における今後の議論の進め方について
- ◆各省からの説明（総論）

第2回 2021年8月20日

- ◆今後の少子化対策の検証・評価の重点項目について
- ◆各論①
  - ・地域の実情に応じた少子化対策について
  - ・住宅支援、まちづくりについて

第3回 2021年11月5日

- ◆各論②
  - ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
  - ・地域・社会による子育て支援

第4回 2022年2月7日

- ◆各論③
  - ・妊娠・出産への支援
  - ・若者の経済的基盤の安定、働き方改革

第5回 2022年6月20日

- ◆各論④
  - ・子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減
  - ・結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり
- ◆中間評価取りまとめに向けた議論

第6回 2022年7月26日

- ◆中間評価取りまとめに向けた議論



# 【参考】少子化社会対策大綱（第4次）の施策に関する主な数値目標の進捗状況

## 少子化対策における基本的な目標

一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくること。

## 主な施策に関する数値目標

	目標	足元値	大綱策定時の直近値	
子育て支援	◆認可保育所等の定員	2021年度～2024年度末までに約14万人分増	320万人 (2021年4月1日)	306万人 (2019年4月1日)
	◆保育所待機児童数	できるだけ早く解消を目指す	5,634人 (2021年4月1日)	16,772人 (2019年4月1日)
	◆放課後児童クラブ	152万人 (2023年度末)	約135万人 (2021年5月)	約130万人 (2019年5月)
	◆放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消を目指す (2021年度末)	13,416人 (2021年5月)	18,261人 (2019年5月)
結婚 妊娠 出産	◆若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む）の割合	全ての世代と同水準を維持 (2024年度まで)	15～34歳の割合：97.0% 全ての世代の割合：96.4% (2022年1月～3月期平均)	15～34歳の割合：96.3% 全ての世代の割合：95.8% (2020年1月～3月期平均)
	◆性と健康の相談センター	全都道府県・指定都市・中核市（2025年度） <small>※指定都市：20市、中核市：62市 (令和4年7月現在)</small>	84都道府県市 (2021年8月1日)	76都道府県市 (2019年7月1日)
働き方	◆男性の育児休業取得率	30% (2025年)	12.65% (2020年度)	6.16% (2018年度)
	◆くるみん取得企業	4,300社 (2025年)	3,801社 (2022年3月末)	3,312社 (2020年3月末)
地域社会	◆地域評価指標等を活用して「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む都道府県数	全都道府県 (2020～2024年度累計)	19団体 (2021年10月末時点)	-
	◆結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	50% (2025年)	33.0% (2022年3月)	45.2% (2019年3月)